

令和8年度 山梨県職員（技能労務職【林務】）選考採用試験案内

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
技能労務職 【林務】	1名程度	主として森林総合研究所に勤務し、次の業務に従事します。 ① 研究補助業務（野外調査補助、植栽・下刈り・伐採補助、林業等機械操作補助 等） ② 実習補助業務（研修・実習時の補助、安全管理補助 等） ③ 施設管理業務（育苗施設・試験林の維持管理、軽作業 等） なお、採用後、業務上の必要により次の資格等を取得していただく場合があります。 ・林業架線作業主任者免許 ・玉掛け技能講習 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ・不整地運搬車運転技能講習 ・フォークリフト運転技能講習 ・はい作業主任者技能講習 ・床上操作式クレーン運転技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・機械集材装置運転特別教育 ・伐木等機械運転特別教育 ・走行集材機械運転特別教育 ・簡易架線集材装置等運転特別教育 ・伐木等業務（2020.8.1 施行）特別教育 ・刈払機取扱作業安全衛生教育 ・準中型自動車免許 等

2 受験資格

（1）昭和56年4月2日以降に生まれた者で、普通自動車運転免許を所有している者

（2）次のいずれかに該当する者は、応募できません。

① 地方公務員法第16条に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

地震、台風等の災害等により、やむを得ず試験日や試験会場が変更になる場合があります。変更する場合には山梨県森林環境部 森林環境政策課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-ss/index.html>）に掲載しますので、試験前日及び試験当日に必ず最新の情報を確認してください。

(1) 試験日

令和8年10月18日(日)

(受付時間) 午前8時45分から午前8時55分まで

(2) 試験会場

山梨県庁防災新館(山梨県甲府市丸の内一丁目6-1)

4 試験の方法

試験種目	配点	内容
作文試験 (60分)	50点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等についての記述式による試験を行います。
人物試験Ⅰ (45分)	50点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについての検査を行います。
人物試験Ⅱ (25分)		表現力、積極性、職務遂行能力等についての個別面接を行います。

5 受験手続等

(1) 問い合わせ先・選考採用試験申込書請求先・申込先

山梨県 森林環境部 森林環境政策課 総務経理担当 〒400-8051 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(県庁本館8階) 電話055-223-1631
--

(2) 申込書類

次の書類について申込先まで下記の(3)の申込方法のとおり直接持参するか、又は郵送してください。

①	山梨県職員(技能労務職【林務】)選考採用試験申込書(様式第1号)
②	受験票(様式第2号)
③	履歴書(様式第3号)
④	面接カード(様式第4号) [人物試験Ⅱ(面接試験)の参考としますので必要事項を記入してください。]
⑤	学業成績証明書(最終学歴)
⑥	卒業証明書又は卒業見込証明書(最終学歴)
⑦	普通自動車運転免許証の写し(表面及び裏面)

※申込の際には、申込前6か月以内に撮影した写真(タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、正面向きのもの)を2枚(同一のもの)用意し、受験票(様式第2号)及び履歴書(様式第3号)に貼り付けて下さい。

(3) 受付期間及び申込方法

受付期間		令和8年9月15日(火)から令和8年10月7日(水)まで
申込方法	持参の場合	令和8年9月15日(火)から令和8年10月7日(水)まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。
	郵送の場合	封筒の表に「選考試験」と朱書きし、 <u>必ず簡易書留郵便</u> としてください。 令和8年10月7日(水) 必着です。

(4) 受験票について

① 受験票は、受験番号を付して、令和8年10月14日（水）までに山梨県職員（技能労務職【林務】）選考採用試験申込書にある連絡先に到着するよう郵送します。それまでに受験票が到着しない場合は、必ず問い合わせ先に照会してください。

② 受験票は、試験当日必ず持参してください。受験票に写真のない者は受験できません。

6 合格者の決定方法

選考採用試験の合格者は、試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、試験種目等にそれぞれ一定の基準があり、一つでも該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

7 合格発表

発表日、発表方法は試験当日に連絡します。

8 試験結果の提供

この選考採用試験の試験成績は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続きによる保有個人情報の提供の申出をすることができます。なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、平日の午前9時から12時、午後1時から5時の間に提供場所に直接おいでください。

提供する内容	提供期間	提 供 場 所
試験種目別得点、 総合得点及び順位	合否通知を発送した日から1か月間	山梨県森林環境部森林環境政策課 (山梨県庁本館8階) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

9 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約201,000円（令和8年7月17日現在）です。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2

条第7項及び第8項を参照してください。

- (2) 令和9年4月1日以降に採用する技能労務職員は、技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（令和8年山梨県規則第31号）により、国の行政職俸給表（二）に準じた新たな給料表等が適用されます。

※ 詳細は山梨県公報（令和8年7月17日 号外第28号）を参照してください。

(3) 注意事項

- ・ 試験当日、受付に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- ・ 試験当日は、受験票、HBの鉛筆（シャープペンシルは不可）、消しゴム（砂消しなど紙を破損するおそれのあるものは不可）、鉛筆削り、時計（計時機能だけのものに限る。）及び昼食、飲み物等をお持ちください。
- ・ 試験当日は、試験会場への自由な出入りはできません。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類については、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めません。
- ・ この採用試験の実施に関して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。